

京田辺市障害者施設通所交通費助成金交付事業について

事業の目的

障がいのある方で施設通所するために要した交通費の一部を助成し、経済的負担を軽減し障がい者福祉の増進を図ることを目的として実施しています。

対象となる方

本市に住所を有する障がいのある方で、公共交通機関（鉄道・バス）を利用して以下の施設に通所されている方

- ・ 障害福祉サービス事業所
（生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労継続支援（A・B）、就労移行支援）

※事業所が交通費を全額負担している方は対象外です。

助成金の額

公共交通機関において障害者割引適用後の金額の1／2を助成します。ただし1ヶ月あたり10,000円が限度です。

（留意事項）

- ・ 障害者割引適用できる場合において、割引を適用せずに利用した場合、助成金算定について割引を適用したものととして算定します。
- ・ 他制度において公費により交通費助成（例：更生訓練費など）を受けている場合には、その額を控除して算定します。
- ・ 事業所で交通費の助成を行っている場合は、その額を引いた金額の1／2を助成します。
- ・ 在宅勤務等となった日については対象外となります。

問い合わせ先
京田辺市健康福祉部障がい福祉課
TEL: 0774-64-1372 （直通）
FAX: 0774-63-5777